

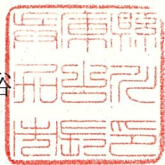


市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和7年9月12日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

加古川市長 岡田 康裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区間	新旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
01-1601 木村1号線	加古川町木村字堤ノ内523番11地先から	新	6.0～7.0	14.7
	加古川町木村字堤ノ内532番10地先まで	旧	5.0～6.0	

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和7年9月12日（金）から9月26日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く